

流通経済大学付属柏高等学校後援会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、流通経済大学付属柏高等学校後援会と称し、本部を流通経済大学付属柏高等学校（以下「高校」という。）内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、高校の教育活動を後援し、高校の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高校の教育環境の改善及び教育諸活動に対する後援
- (2) 高校のクラブ活動に対する後援
- (3) その他第2条に定める目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員及び会費

(会 員)

第4条 本会は、普通会员、賛助会員、特別会員をもって組織する。

2 普通会员は、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) その保護にかかる高校の生徒が高校を卒業した元保護者会の会員（ただし、この場合普通会员としての期間は当該の生徒の卒業時から2年を経過した後に迎える最初の3月末日までとする。
- (2) その保護にかかる高校の生徒が卒業してから2年を経過した高校の保護者会本部役員経験者で、総会で選任された評議員
- (3) 高校の保護者会本部役員のうち、総会で選任された評議員
- (4) 前3号に準ずる者として総会で認めた者

3 賛助会員は、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高校の保護者会会員（ただし、前項第3号に該当する者を除く。）
- (2) 普通会员でなくなった後に本会の趣旨に賛同する者
- (3) 高校の卒業生で本会の趣旨に賛同する者

4 特別会員は、学校法人流通経済大学教職員もしくは元教職員で本会の趣旨に賛同する者、又は本会の趣旨に賛同する者とする。

(会 費)

第5条 本会の運営に必要な原資にあてることを目的として、会員から会費を徴収する。

2 第4条第2項第1号に定める普通会员の会費は、会員の期間全体にわたる会費として、10,000円とする。

3 第4条第2項第3号に定める普通会员の会費は、月額1,500円とする。

4 第4条第3項第1号に定める賛助会員の会費は、月額1,500円とする。

5 第4条第3項第2号及び第3号に定める賛助会員の会費は、年額一口5,000円とする。

6 特別会員の会費は、年額一口5,000円とする。

7 会員である期間中に会員が退会し、又は除名された場合、会費は返納しない。

(会費の納期)

第6条 会員は、毎年度末までに遅滞なく会費を納めなければならない。ただし、高校が代理徴収する会費については、高校が指定する納期までに納めるものとする。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長10名以内(ただし、1名は保護者会会長、2名は保護者会副会長、1名は同窓会会長とする。)
- (3) 会計2名(ただし、1名は流通経済大学付属柏高等学校の事務長とする。)
- (4) 書記3名(ただし、1名は流通経済大学付属柏高等学校の教職員とする。)

(役員を選任)

第8条 前条各号に定める役員については、選考委員会がそれぞれの候補者を推選した上で総会で選任するものとする。

(役員の任期)

第9条 第7条各号に定める役員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、現に役員の地位にある者が次年度の役員候補者となることを辞退する場合には、当年度の12月末日までに選考委員会に退任届を提出しなければならない。

- 2 任期途中で役員を退任した者の後任として就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会及び役員会の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 他の役員は、役員会を構成し、別に定めるもののほか会務を掌握する。

(会計監査)

第11条 会計監査2名は、直近の元保護者会会長が任にあたる。

- 2 任期は2年とし再任を妨げない。
- 3 会計監査は、本会の会計について監査するとともに、総会・役員会に出席して意見を述べるができる。

第4章 顧問・名誉顧問・評議員・選考委員

(顧問)

第12条 本会に顧問を置き高校の校長をもってあてる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ本会の運営について助言するものとする。
- 3 任期は校長在任期間とする。

(名誉顧問)

第13条 本会に名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、本会の会長であった者、高校の校長であった者その他本会の運営に顕著な功績を残した者から、会長が推選し、総会の承認を得て推戴する。
- 3 名誉顧問の任期は終身とする。ただし、本人の申出により総会の承認を得て退任することができる。
- 4 名誉顧問は、会長の諮問に応じ本会の運営について助言することができる。

(評議員)

第14条 本会に、第19条で規定する評議員会の構成員である評議員を置く。

- 2 評議員は次の各号に定める者の中から選考委員会において推選し、総会で選任する。
 - (1) 第4条第2項第2号にある者
 - (2) 第4条第2項第3号にある者
 - (3) 第4条第2項第4号にある者
- 3 任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、現に評議員の地位にある者が次年度の評議員候補者となることを辞退する場合には、当年度の12月末日までに役員会に退任届を提出しなければならない。

(選考委員)

第 15 条 本会に、選考委員を置く。

2 選考委員は 12 名以内とし、以下の者の中から役員会が候補者を推選し、会長が委嘱するものとする。

- (1) 会員
- (2) 高校の保護者会本部役員経験者
- (3) 顧問及び名誉顧問

3 任期は 1 年とし、再任は妨げない。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 16 条 本会に、総会、役員会、評議員会、選考委員会を置く。

2 前項に定める会議体のほか、必要に応じて委員会を設置することができる。

(総 会)

第 17 条 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を審議・議決する。

- (1) 会則の改定
- (2) 役員・評議員の選任
- (3) 事業計画及び報告
- (4) 予算及び決算
- (5) その他本会の重要事項

2 総会は、年 1 回以上会長が招集し開催する。

3 前項のほか、会長が必要と認める場合、または会員の 2 分の 1 以上が求める場合には臨時総会を開催しなければならない。

4 総会の定足数は、会員の 2 分の 1 以上とする。ただし、定足数には、議案についてあらかじめ書面及び電磁的記録により議決に加わり、又は議長に議決権を委任する者を加えることができる。

(役員会)

第 18 条 役員会は、本会の運営に関して次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 選考委員の推選
- (3) その他、本会の運営上必要と認められる事項

2 役員会は、年 1 回会長が招集し開催する。

3 前項のほか、会長が必要と認める場合、または役員の 2 分の 1 以上が求める場合には臨時役員会を開催しなければならない。

4 役員会の定足数は、役員の 2 分の 1 以上とする。ただし、定足数には、あらかじめ書面及び電磁的記録により議決に加わり、又は会長に議決権を委任する者を加えることができる。

(評議員会)

第 19 条 評議員会は、第 18 条第 1 項各号に定める事項のほか本会の運営に関して役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 評議員会は、年 1 回会長が招集し開催する。

3 前項のほか、会長が必要と認める場合、または評議員の 2 分の 1 以上が求める場合には臨時評議員会を開催しなければならない。

4 評議員会は、役員会からの諮問によって招集するものとする。

5 評議員会に議長をおき、評議員の互選によってこれを選任する。

6 評議員会の定足数は、評議員の 2 分の 1 以上とする。ただし、定足数には、あらかじめ書面及び電磁的記録により会議に加わる者を加えることができる。

(選考委員会)

第 20 条 選考委員会は、役員及び評議員の候補者を選考する。

2 選考委員会は委員長が年 1 回以上招集し開催する。

3 前項のほか、委員長が必要と認める場合、または選考委員の 2 分の 1 以上が求める場合には臨時選考委員会を開催しなければならない。

4 選考委員会に委員長を置き、高校の校長をもってこれにあてる。

5 選考委員会の定足数は選考委員の 2 分の 1 以上とする。ただし、定足数には、あらかじめ書面及び電磁的記録により審議に加わる者を加えることができる。

(会議の議決)

第 21 条 総会、役員会、選考委員会及び第 16 条第 2 項に定める委員会の議決は、出席者の 2 分の 1 以上による。可否同数のときは、議長又は委員長がこれを採決する。

(会議の議事録作成・報告)

第 22 条 総会、役員会、評議員会、選考委員会及び第 16 条第 2 項に定める委員会は、それぞれその開催した会議の議事録を作成する。

2 議事録の作成人は、書記がこれを行う。書記が不在の場合は、議長又は委員長が指名する者が議事録作成人となる。

3 議事録署名人は、会議出席者の中から議長又は委員長がその会議の出席者の中から 2 名を指名する。

4 議事録は、議事録署名人が署名し、会議の日から 10 年間、これを事務局に置く。

第 6 章 会 計

(会 計)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 本会の会計は、別に定める会計基準を遵守しなければならない。

第 7 章 補 則

(会則変更)

第 24 条 本会則を改正するには、総会の議決を経ることとし、且つ出席者の 3 分の 2 以上の賛成数をもって成立するものとする。その後、その内容を会員に通知する。

(除 名)

第 25 条 本会は、次の号に該当する会員を除名することができる。但し総会の議決を経ることとし、且つ出席者の 3 分の 2 以上の賛成数をもって成立するものとする。

(1) 本会の会員としてふさわしくない行為があった者

(役員・評議員の解任)

第 26 条 本会は次の号に掲げる役員・評議員の者を解任することができる。但し総会の議決を経ることとし、且つ出席者の 3 分の 2 以上の賛成数をもって成立するものとする。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反するような行動があったとき

(補則・細則)

第 27 条 本会則に特に定めのない事項、細則については総会の議決により、別にこれを定めることができる。

附 則

本会則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

本会則(改正)は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

本会則(改正)は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本会則(改正)は令和 8 年(2026 年) 1 月 31 日より施行する。